

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成27年7月1日
【会社名】	高島株式会社
【英訳名】	TAKASHIMA & CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高島 幸一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地
【電話番号】	(03)5217局7297番
【事務連絡者氏名】	経理ユニットマネージャー 齋藤 寛吾
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地
【電話番号】	(03)5217局7297番
【事務連絡者氏名】	経理ユニットマネージャー 齋藤 寛吾
【縦覧に供する場所】	高島株式会社大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目1番15号) 高島株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦3丁目6番34号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26開催の当社第127回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金6円 配当総額271,156,248円
剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件
「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結することができる役員（高島幸一氏、高垣康孝氏、大畑恭宏氏）の範囲が、社外役員から非業務執行役員に拡大されたことに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役等および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第29条の「取締役の責任免除」および第38条の「監査役（社外監査役）の責任免除」の規定の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役3名選任の件
高島幸一氏、高垣康孝氏、大畑恭宏氏の3名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件
森哲治氏を監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％） （注）1
第1号議案 剰余金の処分の件	29,651	16	-	（注）2	可決（98.4％）
第2号議案 定款一部変更の件	30,058	17	-	（注）3	可決（99.7％）
第3号議案 取締役3名選任の件					
高島 幸一	29,867	257	-		可決（99.1％）
高垣 康孝	30,020	104	-	（注）4	可決（99.6％）
大畑 恭宏	30,020	104	-		可決（99.6％）
第4号議案 監査役1名選任の件					
森 哲治	30,067	15	-	（注）4	可決（99.8％）

（注）1．賛成割合は、小数点第2位を切り捨てて記載しております。

2．出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

4．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分、および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法に則り適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以 上